成年後見支援センターにおける相談対応について

**資料２**

**１.障がいのある方への対応**

【事例】

本人は、地域で迷惑行為（大声）を繰り返し、近所は親族に対応を求めている。過去に統合失調症の診断が出ていたが、現在は通院していない。親族は、本人を強制入院させ、落ち着いた頃に後見人をつけようと考えており、その支援をしてほしいといった相談。

【センターとしての考え方のポイント】

①緊急対応の可能性

緊急対応が必要な場合は、保健予防課、警察へ対応を依頼

②本人に困り感がある場合

・ケース会などを開催し、本人や支援者と課題の整理、制度利用の必要性、制度利用後のイメージ等について検討し、希望があった場合には制度利用に向けた支援を進める。

③本人に困り感がない場合

・見守りを継続し、チームと連携しながら、本人の困り感や課題を確認し、制度利用につながるタイミングを待つ。また、チームで統一した対応ができるように調整をしておく。

※支援チームがない場合、支援機関の調整と見守り体制の構築を支援。

**２.親族トラブル**

【事例】

本人の長女がセンターに来所し、主たる支援者である次女の支援について「本人が不満を言っている」「成年後見人をつけたほうがよいのではないか」といった相談

【センターとしての考え方のポイント】

①本人が市内の場合

・ケース会を開催するなど、本人の意思の確認及び支援者の考えを確認し、

チームで制度利用の可能性を含めた支援の方向性を検討

②本人が市外の場合

・制度の必要性の相談、見守り体制の構築については、

本人の様子がわかるところへ相談をするように促す。

・希望により、申立書作成支援などの事務的支援は実施

※特に、相談者と主たる支援者が異なり、両者の間に明らかなトラブルがある場合や

虐待の疑いがある場合は、相談者に対し、本人のいる市町村の中核機関などへ相談するよう促す。